

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
8の2-6 規則第8条の2第6号に規定する引当金の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。 1 各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。 2 退職給付引当金については、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれるものとする。 3 規則第54条の3第1項の規定による準備金等を計上している場合には1に準じて記載するものとする。	8の2-6 規則第8条の2第6号に規定する引当金の計上基準については、各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。 なお、規則第54条の3第1項の規定による準備金等についてもこれに準じて記載するものとする。
8の2-10 規則第8条の2第10号に掲げる事項については、次の点に留意する。 1 支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。 2 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なる場合には、その旨を記載するものとする。	8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。
8の13 規則第8条の13第1項に規定する注記に関しては、次の点に留意する。 1 第1号に規定する確定給付制度の概要とは、確定給付制度の一般的説明(厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明(例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。))をいうものとする。 2 第2号に掲げる事項(へを除く。)及び第3号に掲げる事項(ホを除く。)の金額に重要性が乏しい場合には、その他の項目に含めることができるものとする。 3(1) 第4号に規定する退職給付債務については、積立型制度及び非積立型制度別に記載するものとする。 (2) 第4号ハの項目には、会計基準変更時差異の未処理額が含まれるものとする。 4(1) 第5号に掲げる事項(へを除く。)の金額に重要性が乏しい場合には、項目を集約することができるものとする。 (2) 第5号への項目には、臨時に支払った割増退職金及び会計基準変更時差異の費用処理額等が含まれるものとする。 5(1) 第6号イに規定する年金資産の主な内訳は、株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載するものとする。なお、退職給付信託に係る信託財産の割合又は金額は、年金資産の主な内訳の記載とは別に付記するものとする。	8の13 規則第8条の13に規定する退職給付、退職給付債務等の用語は、「退職給付に係る会計基準」に定める退職給付、退職給付債務等の用語と同義であることに留意する。

(2) 第6号ロに規定する長期期待運用収益率の設定方法については、年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載するものとする。 なお、長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間に保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定するものとする。 6 第7号ハの項目には、予想昇給率等が含まれるものとする。 7 第8号に規定する事項には、厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等を記載することができるものとする。	
(削る)	8の13-1-1 規則第8条の13第1項第1号に規定する採用している退職給付制度の概要とは、厚生年金基金、適格退職年金、退職給付信託、退職一時金、確定給付企業年金、確定拠出年金等会社が採用している退職給付制度及びそれに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期、移行時期等）をいう。
(削る)	8の13-1-2 規則第8条の13第1項第2号に規定するその他の退職給付債務に関する事項には、前払年金費用、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額が含まれることに留意する。
(削る)	8の13-1-2-2 規則第8条の13第1項第2号及び第3号に規定する事項の注記に当たっては、当該事項の区分（採用している退職給付制度ごとの区分等）、順序等について理解しやすいよう工夫することができるものとする。また、当該事項に加えて、当該事項に関する事項（厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び年金資産又は責任準備金、年金資産の変動の内容、数理計算上の差異の内容等）を記載することができるものとする。
(削る)	8の13-1-3 規則第8条の13第1項第3号に規定するその他の退職給付費用に関する事項には、期待運用収益、過去勤務債務の費用処理額、数理計算上の差異の費用処理額、会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金及び確定拠出年金に係る要拠出額等が含まれることに留意する。
(削る)	8の13-1-4 規則第8条の13第1項第4号にいうその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項には、数理計算上の差異の処理年数及び会計基準変更時差異の処理年数が含まれることに留意する。
8の13の2 8の13の1の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。	(新設)
8の13の3 規則第8条の13の3に規定する注記に関しては、次の点に留意する。 1 8の13の取扱いは、規則第8条の13の3第1項第1号に規定する注記について準用する。 2 第1項第2号ハに規定する直近の積立状況には、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差額を記載するものとする。	(新設)

3 第1項第2号ハ及びニの注記に当たっては、これらに関する補足説明を記載するものとする。

附 則

2 規則附則第3項及び第4項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) (略)

(2) 当事業年度に会計方針等の変更を行った場合において、前事業年度に係る財務諸表に当事業年度の会計方針等を適用するときは、規則第8条の3第1項及び第4項、規則第8条の3の2第1項及び第3項並びに規則第8条の3の4第1項、第3項及び第4項の規定による注記については、同一の内容を前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。

(3) 当事業年度に会計方針等の変更を行った場合において、前事業年度に係る財務諸表に当事業年度の会計方針等を適用しないときは、規則第8条の3第2項から第4項まで、規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。

(4) 当事業年度に会計方針の変更を行った場合において、当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前事業年度に係る財務諸表については、当該変更前の会計方針を適用するものとする。

附 則

2 規則附則第3項及び第4項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) (略)

(2) 当事業年度に会計方針等の変更を行った場合において、前事業年度に係る連結財務諸表に当事業年度の会計方針等を適用するときは、規則第8条の3第1項及び第4項、規則第8条の3の2第1項及び第3項並びに規則第8条の3の4第1項、第3項及び第4項の規定による注記については、同一の内容を前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。

(3) (1)①から③までに掲げる場合においては、規則第8条の3第2項から第4項まで、規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。

(4) 当事業年度に会計方針の変更を行った場合において、当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前事業年度に係る連結財務諸表については、当該変更前の会計方針を適用するものとする。

- 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
13－5 財務諸表等規則ガイドライン8の2－1から8の2－10（2を除く。）までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。	13－5 財務諸表等規則ガイドライン8の2－1から8の2－10までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。
14の6 （略）	14－6 （略）
15の8 規則第15条の8第1項に規定する注記に関しては、次の点に留意する。 1 第1号に規定する確定給付制度の概要とは、<u>確定給付制度の一般的説明（厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。））</u>というものとする。 2 第2号に掲げる事項（へを除く。）及び第3号に掲げる事項（ホを除く。）の金額に重要性が乏しい場合には、<u>その他の項目に含めることができるものとする。</u> 3 第4号に規定する退職給付債務については、<u>積立型制度及び非積立型制度別に記載するものとする。</u> 4 (1) 第5号に掲げる事項（へを除く。）の金額に重要性が乏しい場合には、<u>項目を集約して記載することができるものとする。</u> (2) 第5号への項目には、<u>臨時に支払った割増退職金及び会計基準変更時差異の費用処理額等が含まれるものとする。</u> 5 第6号ハの項目には、<u>退職給付に係る調整累計額の項目に計上されている会計基準変更時差異の未処理額のうち、費用処理された額に対応する額が含まれることに留意する。</u> 6 第7号ハの項目には、<u>会計基準変更時差異の未処理額が含まれるものとする。</u> 7 (1) 第8号イに規定する年金資産の主な内訳は、<u>株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載するものとする。</u>なお、退職給付信託に係る信託財産の割合又は金額は、<u>年金資産の主な内訳の記載とは別に付記するものとする。</u> (2) 第8号ロに規定する長期期待運用収益率の設定方法については、<u>年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載するものとする。</u> なお、<u>長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間に保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定するものとする。</u> 8 第9号ハの項目には、<u>予想昇給率等が含まれるものとする。</u> 9 第10号に規定する事項には、<u>厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等を記載することができるものとする。</u>	15の8 財務諸表等規則ガイドライン8の13から8の13－1－4までの取扱いは、規則第15条の8に規定する退職給付に関する注記について準用する。

15の8の2 15の8の1の取扱いは、規則第15条の8の2における確定拠出制度の概要の注記について準用する。	(新設)
15の8の3 財務諸表等規則ガイドライン8の13の3の取扱いは、規則第15条の8の3に規定する複数事業主制度に関する注記について準用する。	(新設)
附 則 2 規則附則第2項及び第3項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>当連結会計年度に会計方針等の変更を行った場合において、前連結会計年度に係る連結財務諸表に当連結会計年度の会計方針等を適用しないときは、連結財務諸表規則第14条の2において準用する財務諸表等規則第8条の3第2項から第4項まで、第14条の3において準用する財務諸表等規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに第14条の5において準用する財務諸表等規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当連結会計年度に係る連結財務諸表に記載するものとする。</u> (4) (略)	附 則 2 規則附則第2項及び第3項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 (1) (略) (2) (略) (3) (1)①から③までに掲げる場合においては、連結財務諸表規則第14条の2において準用する財務諸表等規則第8条の3第2項から第4項まで、第14条の3において準用する財務諸表等規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに第14条の5において準用する財務諸表等規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当連結会計年度に係る連結財務諸表に記載するものとする。 (4) (略)